

練馬区高齢者見守り配食事業者登録実施要綱

令和3年3月31日

2 練福高第2686号

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の高齢者が自立した生活を送ることができるよう、栄養バランスの取れた調理済の食事を安全かつ確実にその居宅へ提供し、かつ、見守りを行う配食事業者を登録すること（以下「高齢者見守り配食事業者登録制度」という。）により高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「見守り配食」とは、高齢者見守り配食事業者登録制度に登録した事業者が次条に規定する利用対象者の居宅に調理済の食事を届けるとともに見守りを行い、利用対象者が希望した場合は安否確認を行うことをいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、練馬区（以下「区」という。）の区域内に住所を有する在宅の65歳以上の者（以下「利用対象者」という。）とする。

(事業者の登録要件)

第4条 次条第1項の規定により高齢者見守り配食事業者登録制度の登録を受けようとする事業者は、つぎに掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 見守り配食の利用契約を締結した者（以下「利用者」という。）との契約に基づき、安定して配食サービス事業を実施すること。
- (2) 食事の配達にあつては、原則手渡しすること。
- (3) 練馬区高齢者見守りネットワーク事業協定の協定を締結すること。
- (4) 飲食店営業の営業許可書の写しを提出すること。
- (5) 賠償保険の加入証の写しを提出すること。
- (6) 練馬区暴力団排除条例（平成24年12月練馬区条例第54号）第2条第3号に規定する暴力団関係者もしくは暴力団関係者との関係を有していないこと。
- (7) 利用対象者が見守り配食の利用において食事の配達時に安否確認を行うことを希望するときは、申込みに加え、緊急連絡先等安否確認に必要な情報を登録し、利用者の異常を認めた場合は、緊急連絡先へ連絡するとともに、必要に応じて区、警察または消防へ連絡すること。
- (8) 利用者の個人情報の紛失・漏洩を防ぐ方策を講じること。
- (9) 練馬区高齢者在宅あんしん事業の利用者については、緊急性があると判断した場合は、緊急通報システム受託事業者への連絡を行うこと。

(事業者の登録)

第5条 見守り配食を実施する事業者は、高齢者見守り配食事業者登録制度の登録を受け、

区と練馬区高齢者見守りネットワーク事業協定を締結するものとする。

- 2 前項の登録を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、練馬区高齢者見守り配食事業者登録申請書（第1号様式）に、必要書類を添えて、区長に申請するものとする。
- 3 区長は、前項の規定により申請があったときは、審査を行い、相当と認めるときは、当該申請事業者の登録を行うものとする。
- 4 区長は、前項の規定により登録を承認したときは練馬区高齢者見守り配食事業者登録決定通知書（第2号様式）により、不承認としたときは練馬区高齢者見守り配食事業者登録却下通知書（第3号様式）により、申請事業者に通知するものとする。
- 5 第3項の規定により登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、申請時の内容に変更が生じたときは、練馬区高齢者見守り配食事業者登録変更届（第4号様式）により速やかに区長に届け出るものとする。
- 6 登録事業者は、事業の終了等により登録を辞退する場合は、練馬区高齢者見守り配食事業者登録辞退届（第5号様式）により速やかに区長に届け出るものとする。
- 7 区長は、登録事業者がつぎの各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。
 - (1) 営業許可が取消しとなったとき。
 - (2) 賠償保険に未加入となったとき。
 - (3) 重大な社会的信用失墜行為を行ったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が登録を不相当と認めるとき。

(利用申込み等)

第6条 利用対象者は、見守り配食を利用するときは、登録事業者が指定した方法により申込みを行う。利用対象者は、見守り配食の利用において食事の配達時に安否確認を行うこと（以下「安否確認サービス」という。）を希望するときは、申込みに加え、緊急連絡先等安否確認に必要な情報を登録事業者に登録しなければならない。

- 2 利用対象者が練馬区高齢者在宅生活あんしん事業実施要綱（平成30年3月30日29練福支第2533号）第3条第2項第5号による見守り配食を利用するときは、区が利用対象者の緊急連絡先等安否確認に必要な情報を登録事業者に提供し、登録事業者はこれを登録するものとする。
- 3 登録事業者は、利用対象者から申込みを受けたときは、料金および見守り配食の内容ならびに安否確認サービスを希望するときは安否確認の手順について、利用対象者に説明しなければならない。
- 4 利用対象者は、前項の説明を受け、内容を承諾した上で登録事業者と見守り配食の利用契約を締結するものとする。
- 5 利用者は、見守り配食を変更または中止するときは、登録事業者の定めた日までに事前

に申し出なければならない。

(事業の実施)

第7条 登録事業者は、利用者に対し見守り配食を実施し、利用者はあらかじめ登録事業者と取り決めた方法で登録事業者に料金を支払う。

2 登録事業者は、見守り配食の実施に当たり、厚生労働省が定める民間事業者による在宅配食サービスのガイドラインおよび地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドラインの準拠に努めなければならない。

3 登録事業者は、利用者の心身の状況、生活状況その他の置かれている状況から、その利用者に異変が見られ、要支援者であると思われる場合は、利用者の居住する地域を管轄する地域包括支援センターに通報するものとする。

4 登録事業者は、安否確認サービスを希望する利用者の食事の配達時に当該利用者の異常を認めた場合は、登録された緊急連絡先へ連絡するとともに、必要に応じて区、警察または消防へ通報するものとする。

(登録事業者の周知)

第8条 区は、登録事業者が設定した見守り配食の内容、料金、申込方法等を利用対象者に周知する。

(区の免責)

第9条 登録事業者と利用者との間の見守り配食の内容および支払に関する問題は、登録事業者と利用者として解決するものとし、区は関与しない。

(実績報告)

第10条 登録事業者は、区長から求められたときは、見守り配食の実績または利用者の状況について報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 登録事業者は見守り配食の実施により知り得た利用者の個人情報について適切に管理し、保護しなければならない。

(その他)

第12条 この事業の実施に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。